

平成29年度
文部科学省
基礎研究医
養成活性化
プログラム
採択事業

研究力と実践力を備えた

法医学者 育成事業

平成29年度

活動報告書

 公立大学法人 横浜市立大学

大学院医学研究科法医学

学長挨拶



横浜市立大学学長

窪田 吉信

超高齢社会の到来、また社会の複雑化を受け、法医学者が必要とされる場面は解剖を通じた死因究明のみならず生体鑑定等にも広がっており、多岐にわたる社会の要請に応えられる法医学者の養成が急務となっております。かかる状況において、このたび横浜市立大学が琉球大学、北里大学、龍谷大学との連携により申請した「研究力と実践力を備えた法医学者育成事業」が、平成29年度文部科学省の基礎研究医養成活性化プログラムに採択されました。

人材育成を大学の重要な責務の一つと考える本学は、地域・社会の様々な要請に応えながら地域社会への貢献に通ずるべく、法医学の人材育成を強力に推進していきます。

その取り組みの一つが臨床法医学センターの設置です。当センターでは、公立大学であるという特性を生かし、行政と緊密に連携しながら、多種多様な社会的要請に対応していきます。人材育成対象者は、当センターにおいて実務教育を受けることにより、豊富な症例と実経験を積むことになります。また、本学では高いレベルの基礎研究が行われており、その研究スキルを法医学に取り入れることで学際的な研究手法の開拓にもつなげることができます。

本学は、この育成事業が、社会ニーズに合った優れた人材を輩出するためのモデル事業となるものと信じております。

事業責任者挨拶

法医学とは、裁判などで争点となる医学的事項に関して判断や助言をすることによって、法律の公正な運用を助けることを使命とする医学の一分野です。法医学は社会医学に分類され、特に「法医実務」を通しての社会貢献が求められます。法医実務の主軸は解剖鑑定であり、解剖によって死因や死に至る経緯を明らかにすることは、故人や遺族の権利を守るだけでなく、地域社会の安全、公共の福祉に寄与します。さらに、法医実務には児童虐待やDV被害者に対して行われる「生体鑑定」も含まれます。警察や児童相談所などからの依頼を受けて、被害者に認められる損傷の受傷機序や経緯を解明する手助けをしています。法医学が社会において果たす役割は大きく、それらは我々法医学者にとっての重要な責務であると自負しています。

一方、本邦における実働法医学者数は150人余とされており、国策である死因究明制度の推進のためにも即戦力となる法医学者の育成が喫緊の課題となっています。本プログラムでは、法医学者に求められる法医実務能力を身につけるために、多大学、多機関、多領域との連携を通して各種実践的なトレーニングを行うことを目的としています。本プログラムによってひとりでも多くの優れた法医学者を育成し、未来に羽ばたく法医学者となることを祈っています。

大学院医学研究科 法医学教授 井濱 容子

基礎研究医 養成活性化 プログラム概要

法医学者には、解剖や生体鑑定などを行う法医実務的な能力と、基礎研究医として法医学的な課題を探究する研究者としての能力が求められます。さらに、法医学が対象とする領域は幅広く、医学的知識はもちろん医療安全や法律的な知識、社会福祉への見識も必要となります。現在、これらの能力を持った即戦力となる法医学者を育成することが期待されています。

本プログラムでは、まず関連臨床領域において法医実務に関連する臨床的知識や技術を集中的に習得します。続いて、それぞれ特色のある連携大学での法医実務を通して、多くの法医学者に接して自身の将来像を描くことを目標としています。併せて、法医学者に必要な病理学的知識を習得するために本学病理学講座と連携し、遠隔病理診断システムの導入を推進します。また、警察や児童相談所と連携し、小児虐待事例などについて実践的なトレーニングを行うとともに、龍谷大学法学部やドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所との相互交流を通して、グローバルで学際的な視点をもった法医学者養成を目指しています。

研究面では、例えば乳幼児突然死や感染症に関する研究、死後画像診断や法医実務からみた社会疫学的研究など、受講生の興味にあったテーマを推進するために、学内基礎・臨床講座と連携して最先端の研究技術を習得することとしています。

本プログラムによって法医実務能力と基礎研究能力をもったバランスの良い法医学者の養成を目指しています。



活動実績

ミュンヘン大学訪問/ 解剖実習

平成29年11月

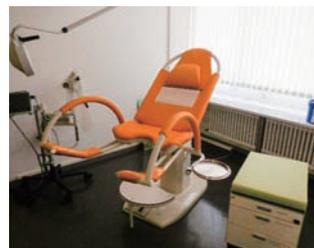
本邦の医学はドイツ医学の導入によって発展してきた歴史的背景がありますが、日独の法体系が類似していることから法医学の領域でもドイツは非常に関連が深い国です。ミュンヘン大学法医学研究所はドイツ国内でも伝統のある研究所であり、解剖業務だけでなく、虐待や性犯罪被害者に対する生体鑑定にも積極的に取り組んでいます。法医学者としての知識や技術だけでなく、法医学が福祉のひとつとして機能しているミュンヘンから学ぶことは多いと考えています。

プログラム受講生

ミュンヘン大学法医学研究所で1週間の研修を行いました。研修は主に研究所の施設見学、解剖見学、生体鑑定見学、裁判所への出廷に同行、警視庁で講義受講などです。まず研究所の規模が想像以上に大きく、スタッフの数も多く、法医外来エリアや礼拝室があることに驚きました。解剖の対象症例は死因究明を主な目的としたいわゆる行政解剖が中心となりますが、白骨からの人種鑑別や銃創など本邦では経験しにくい症例も経験できました。外来エリアでは生体鑑定が行われ、違法薬物の使用を疑われた人の血液採取や傷害事件の被害者の診察にも立ち会いました。ドイツの裁判所で法医学者の証人出廷を見ることもできました。法医学者の証言によって刑が軽減される場合もあると聞き、大変驚きました。最も貴重な体験は、警視庁で銃器の講義に参加したことです。講義では銃の歴史、仕組み、銃弾の特徴や人体への損傷機序などを学びました。銃が身近にあるドイツならではの貴重な機会でした。本研修を通して、本学で経験できることは法医学者として必要なほんの一部に過ぎないと実感しました。国内で勉学に励みながら、来年も是非同研究所で研鑽を積み、より多くの知識・経験をもつ法医学者になりたいと考えました。今回は1週間と非常に短期間で解剖症例数や見学機会に限りがあったため、次回はより長期間研修ができるよう希望します。

指導教員

5日間にわたってミュンヘン大学法医学研究所を訪問しました。同研究所はバイエルン州の州都であるミュンヘン（人口約140万人）にあり、スタッフ100人のうち医師が25名程度在籍し、年間約3,000体の解剖を行っています。解剖見学では、解剖体制や使用器具、解剖手技などが我々と異なるものも多く、興味深い研修となりました。ミュンヘンでは法医学者が生体鑑定や公判出廷などの業務も積極的に行っており、法医学が社会に必要とされ、それに応えている体制が印象的でした。法医学者が解剖だけではなく生体鑑定などにも深く関わり、機能するシステムは本邦にはありませんが、日独で法医実務の社会ニーズに大きな違いがあるとは思えず、今後このようなシステムをどのように日本に導入していけるのかを考える良い機会となりました。



琉球大学訪問

平成29年10月

本事業の連携大学である琉球大学は全国的に見ても解剖率が高く、全国でも有数の解剖実績を誇っています。また、琉球大学では法医学者を志す卒業生がコンスタントに入学し、豊富な解剖症例を通して着実に若い法医学者が育っています。若手の育成に関する実績をもつ琉球大学での研修は育成対象の大学院生にとって有意義なだけでなく、指導者が学ぶところも多いと感じています。法医学者にとって多彩な症例を経験することは財産となり、自然地理的にも社会的にも特殊な環境にある沖縄で解剖実務を経験することは将来にとって有意義だと考えています。また、遠隔病理診断導入のための準備を進めています。

北里大学訪問

平成30年2月

同じ神奈川県内にある北里大学とは、地理的に区域分けをして解剖業務を担当していません。同じ県にあっても教室の体制や研究分野などに違いがあります。法医実務の面では、北里大学では司法解剖だけでなく検案や承諾解剖を実施していることが大きな特徴です。犯罪性はないものの死因が判然としないご遺体を法医学者が検案をして、様々な要因を考慮した上で、解剖の可否を判断できることは優れたシステムです。また、北里大学では附属病院の救急部と密に連携して、解剖症例についての症例検討会なども行っています。法医実務のみならず救急医学との連携体制を学ぶためにも有意義な研修となりました。

法医解剖関連の 感染症にかかる 専門家会議

平成29年12月

世界中でアウトブレイクやパンデミックの報告があり、また不安定な世界情勢をみると、いつ、どこでバイオテロが発生したとしても不思議ではありません。集団感染やテロであることが明らかでない場合、ご遺体への最初の直接的なアプローチが法医解剖である可能性は十分に考えられます。通常、犯罪捜査の一環として実施される司法解剖では厳格な秘匿性が求められますが、特殊な感染症や薬毒物が関与している場合には適切な検査や判断に高い専門性が求められ、法医学だけで対応することには限度があります。そこで我々は、法医解剖が実施された事例において特異な病原体による感染症や重症集団感染症、バイオテロなどが疑われた場合に大学、警察、行政機関、医療機関、先端研究施設がどう連携して、対応すべきかについて会議を開催しました。本会議では、本学の法医学ならびに微生物学教室、行政機関、医療機関、国立感染症研究所ならびに神奈川県警察から専門家に参加していただき、それぞれの立場から率直な意見を述べ、討論を行いました。本会議はこれまでにない試みであり、感染症関連の社会的問題が発生した場合の多機関連携の重要性が再認識される貴重な機会となりました。

受講生感想

感染症による死亡が考えられた症例について、関係する専門家が一同に会した会議に参加しました。各機関や専門家から見た本症例の経緯、結果、考察、今後の課題等を伺う中で、異なる視点が見える一方、現状改善に努めたいという方向性の一致もあり、有意義な会議でした。多機関で連携すべきところや、その前段階で法医学者が行うべきことも明らかになり、勉強になりました。専門家が連携することで、より精度の高い死因究明ならびに社会貢献ができると感じました。



活動実績

法医学者育成のための 国際ワークショップ 「未来に羽ばたく 法医学者を 育てるために」

平成30年2月

今回、プログラムの成果を報告するとともに、他機関での法医学者育成のための取り組みを紹介してもらうために法医学者育成のための国際ワークショップ「未来に羽ばたく法医学者を育てるために」を開催しました。法医学者だけでなく、警察、検察庁、児童相談所、医学部学生などの多くの関係者の方々にも参加していただきました。

第一部では、国内外の法医学者育成について、本事業の海外連携大学であるミュンヘン大学のLisa Eberle先生から、ドイツ・ミュンヘン大学法医学研究所の体制や業務内容、法医学者育成の現状などを分かりやすく解説していただきました。特に日本とドイツとの制度の違いは興味深く、多くの質問がありました。

長崎大学の池松和哉先生からは、長崎大学での基礎研究医養成プログラム及び長崎大学での死因究明体制について講演していただきました。長崎大学は平成22年より文部科学省の「死因究明高度専門職業人養成事業」を展開し、平成27年より死因究明医育成センターを運営されています。センターの事業内容、基礎研究医養成プログラム、および死因究明体制について具体的な数字を交えて丁寧に解説していただきました。

連携大学である琉球大学からは同大学のご出身である二宮先生より、自らが育成され、現在は後進を育成することになった立場から、ユーモアを交えてわかりやすい講演をいただきました。

長崎大学の大学院生である芝池由規先生からは、院生の立場から、ハワイ・ホノルル市監察医事務所、韓国のNational Forensic Service、高麗大学ならびにソウル大学での研修を通して、各施設における法医学者育成について紹介していただきました。

第二部では「未来に羽ばたく法医学者を育てるために～横浜市立大学の取り組みを通じて～」と題してパネルディスカッションを行いました。本学の臼元洋介講師から本事業の概説と平成29年度の実績、特にミュンヘン大学法医学研究所での研修についての説明がありました。

本学の大学院生である解良仁美先生からは、本プログラムの受講生の立場から、約半年間の研修について説明がありました。本プログラムの良い点、あるいはより良いプログラムにするための改善点などについて率直な意見がありました。

質疑応答では法医学者のみならず警察官、検事、児童相談所の方からも多くの発言をいただきました。関連機関の法医学への期待の大きさを感ずる場面もあり、法医学者育成のためには多機関との連携も重要であると出席者全員が認識出来たと考えています。



アンケート結果（抜粋）

1. 職種

・医師:6名 ・行政職:2名 ・学生:3名 ・その他:3名

2. 本ワークショップを何でお知りになりましたか？

・口コミ:9名 ・メールリスト:4名 ・掲示:1名

3. 今回の開催時期について

①良い:11名 ②参加しにくい:2名→土曜の午後がよい

4. 本ワークショップ全体の満足度について

- ①不満:0名 ②やや不満:0名 ③普通:0名
④やや満足:5名→質疑の時間が少なかった ⑤満足:8名

5. 自由記述

- ・法医のみならず、今後の将来に生かせるような知識をいただき大変充実したワークショップでした(学生)。
- ・法医学者のみならず法医学に興味がある医師の教育、育成に期待します(行政職)。
- ・学生の立場で参加させて頂くことができ良かったです。自分の進路を考える上で参考になりました(学生)。

龍谷大学との協議

平成29年12月

医学部を持たない龍谷大学との連携も本事業の特色の一つです。法医鑑定に関連して法医学者が公判出廷を求められることも少なくありません。法医学は医学と法曹を繋ぐ役割を担っており、最低限の法律的な知識や思考を有している必要があります。龍谷大学と、本プログラムにおける具体的な活動内容について確認するとともに、率直な意見交換を行いました。まず、法医学と関連が深い法学領域についての勉強会の開催を要請しました。また、検察官や弁護士、裁判官などがそれぞれの立場から法医学に期待することを理解するために、法医学と法曹関係者を集めたワークショップのテーマ（裁判員裁判制度、鑑定書、公判出廷など）について構想を練りました。本プログラムを通して、法医学者と法曹関係者のネットワークが構築できることも重要な成果になると考えています。

琉球大学での 法医実務研修

平成30年1月

受講生感想

6日間の研修を琉球大学医学部法医学講座で行い、主に施設見学、解剖見学、検案、臨床医との合同症例検討会に参加しました。

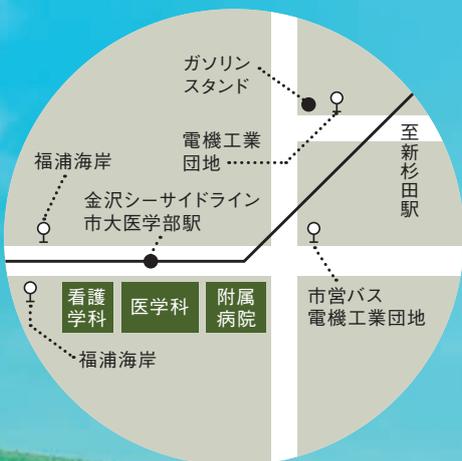
琉球大学と本学の解剖設備はよく似ていますが、実際の解剖症例には大きな差異がありました。まず、解剖数については、本学が年間150件程度であるのに対し、琉球大学では500件以上と多くの解剖を実施しています。また、本学では殺人事件や傷害致死事件など、事件性の高い症例が多いのに対し、琉球大学では病死や白骨などの症例も多く取り扱っていました。次に、死後経過時間の推定は重要な法医学的任務ですが、気象条件が死体現象に与える大きな相違についても実感しました。さらに、宮古島で開催された症例検討会に参加できたことも有意義な体験でした。宮古島などの離島で解剖症例が発生した場合には、ご遺体を沖縄本島の琉球大学に搬送して解剖が行われます。離島の症例では執刀医と主治医との情報共有は難しくなりますが、積極的に相互連携を取ろうとする姿勢が勉強になりました。琉球大学での研修では、同じ日本の、同じ法医解剖であるにもかかわらず、違いの大きさに驚かされました。様々なことに対応できるよう、本研修をしっかりと生かしていきたいと思います。



- ・とても新鮮な話が多く聞いて面白かったです。複数の機関を経験したことのある方が比較しながらのお話はそれぞれ違いがあって興味深かった（学生）。
- ・他施設の研究・解剖・教育に関して知ることができ、短時間ではあったが有意義なものでした。法医学者育成に関しては、一昼一タでできるものでもなく、これからも継続していかなくてはならないと思いました（医師）。
- ・各先生方がそれぞれの視点で法医学者を増やそうと考えていることがわかった（医師）。
- ・質疑の時間が少なかったのがやや残念です（大学職員）。

6. 今後の企画について

- ・他分野が関与した魅力的なプログラムだと思います。養成される法医学者の成長の過程がわかるような企画が面白いと思いました（医師）。
- ・今回参加した大学以外にも法医学者を育てようと奮闘している大学があるはずなので、もう少し大きな会にしてもよいと思う。
- ・今回のワークショップでは取り上げられなかった国の法医学実務や、国内の死因究明医（監察医・警察医）の養成と実際について知る機会があれば幸いです。



 公立大学法人 **横浜市立大学**

福浦キャンパス 〒236-0004 横浜市金沢区福浦3-9 TEL 045-352-7968